

2027年度入試に係る変更について

◆文学部

1. 『外国人留学生学士入学（第3年次）試験』

文学部では、2027年度入学者選抜より、外国人留学生学士入学（第3年次）試験の募集を停止します。

2. 『帰国生徒特別選抜』

文学部では、2027年度入学者選抜より、帰国生徒特別選抜の出願資格を以下のとおり変更します。

出願資格

【変更前】

出願できるのは、日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者で、海外に在留の結果、次の各号のいずれかに該当するものに限ります。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を2025年4月1日以降に修了した者及び2027年3月31日までに修了見込みの者。上記12年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれますが、外国において最終学年を含めて3年以上継続して学校教育を受けていることを必要とします。ただし、外国において設置されたものであっても日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間を外国において学校教育を受けたものとはみなしません。
- (2) 外国において上記(1)と同等以上の学力があると認められる大学入学資格を有する者で2027年3月31日までに18歳に達するもの（2009年4月1日以前に生まれた者）
- (3) 外国において、次の資格を2025年4月1日以降に授与された者及び2027年3月31日までに授与される見込みの者
 - ① ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格
 - ② フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格



【変更後】

出願できるのは、日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者で、海外に在留の結果、次の各号のいずれかに該当するものに限ります。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を2025年4月1日以降に修了した者及び2027年3月31日までに修了見込みの者。上記12年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれますが、外国において最終学年を含めて2年以上継続して学校教育を受けていることを必要とします。ただし、外国において設置されたものであっても日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間を外国において学校教育を受けたものとはみなしません。
- (2) 外国において上記(1)と同等以上の学力があると認められる大学入学資格を有する者で2027年3月31日までに18歳に達するもの（2009年4月1日以前に生まれた者）
- (3) 外国において、次の資格を2025年4月1日以降に授与された者及び2027年3月31日までに授与される見込みの者
 - ① ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格
 - ② フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格